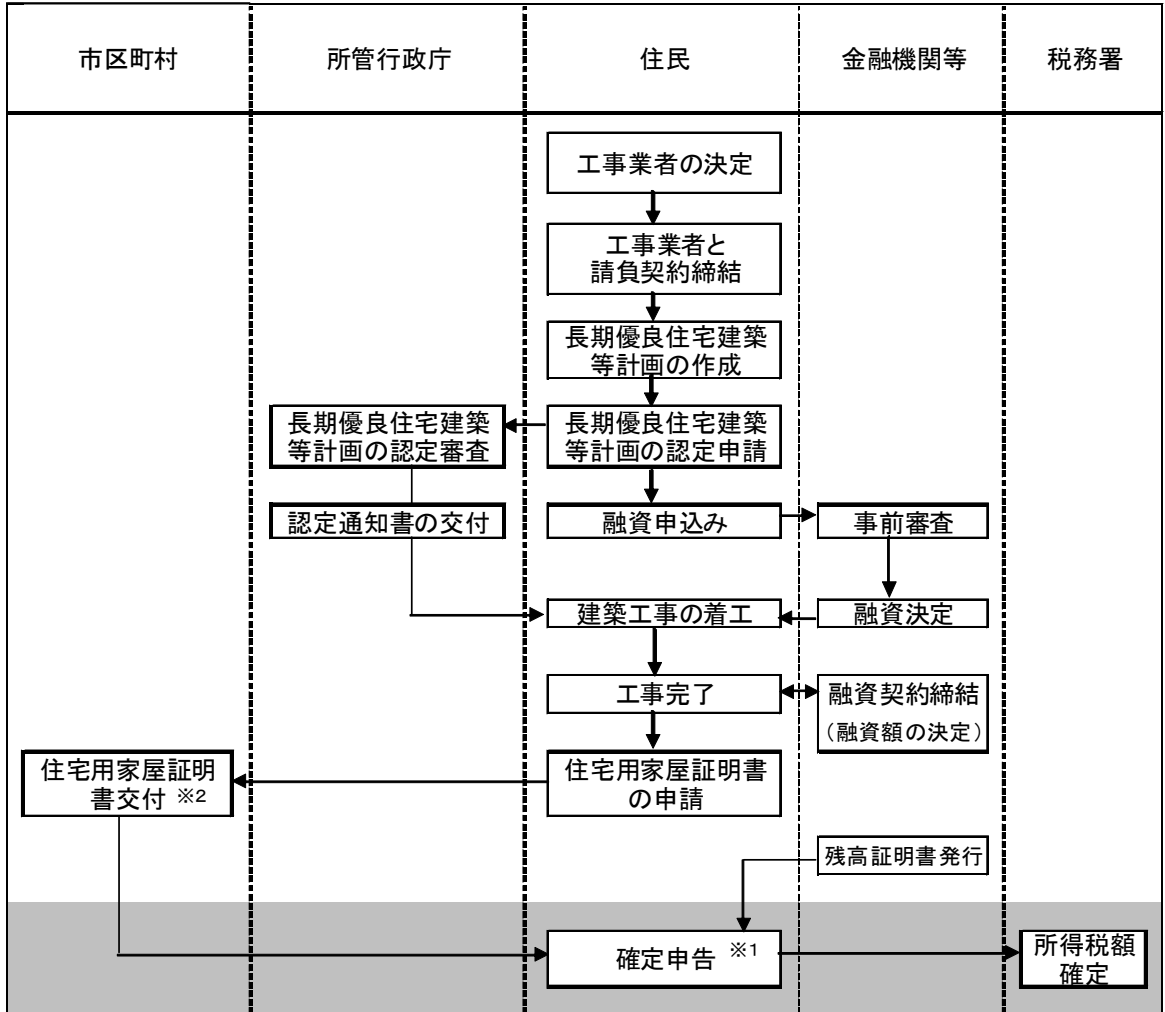


住宅ローン減税(長期優良住宅の場合)の手続フロー

○長期優良住宅普及促進法第5条第1項の規定に基づく認定申請の場合(注文住宅の場合等)



(注意事項)

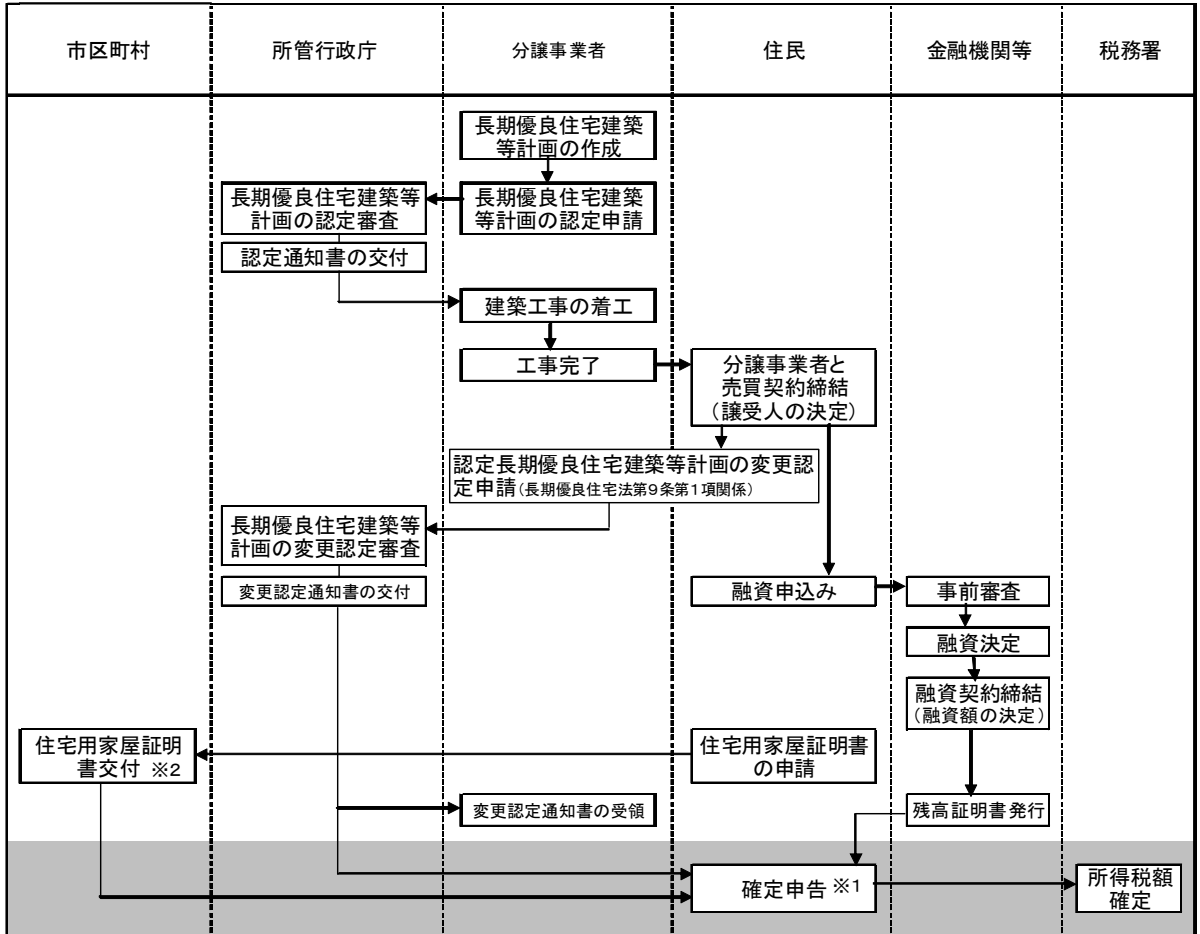
※1 所得税の確定申告の際に、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び市区町村長の住宅用家屋証明書の写しを添付してください。

この他、請負契約書等(工事の費用、工事完了日のわかるもの)、登記事項証明書等(家屋の床面積がわかる書類)、住民票、年末残高証明書が必要となります。

※2 所管行政庁が都道府県以外の場合、所管行政庁と住宅用家屋証明を発行する市区町は同じになります。

住宅ローン減税(長期優良住宅の場合)の手続フロー

○長期優良住宅普及促進法第5条第3項の規定に基づく認定申請の場合(分譲住宅の場合等)



(注意事項)

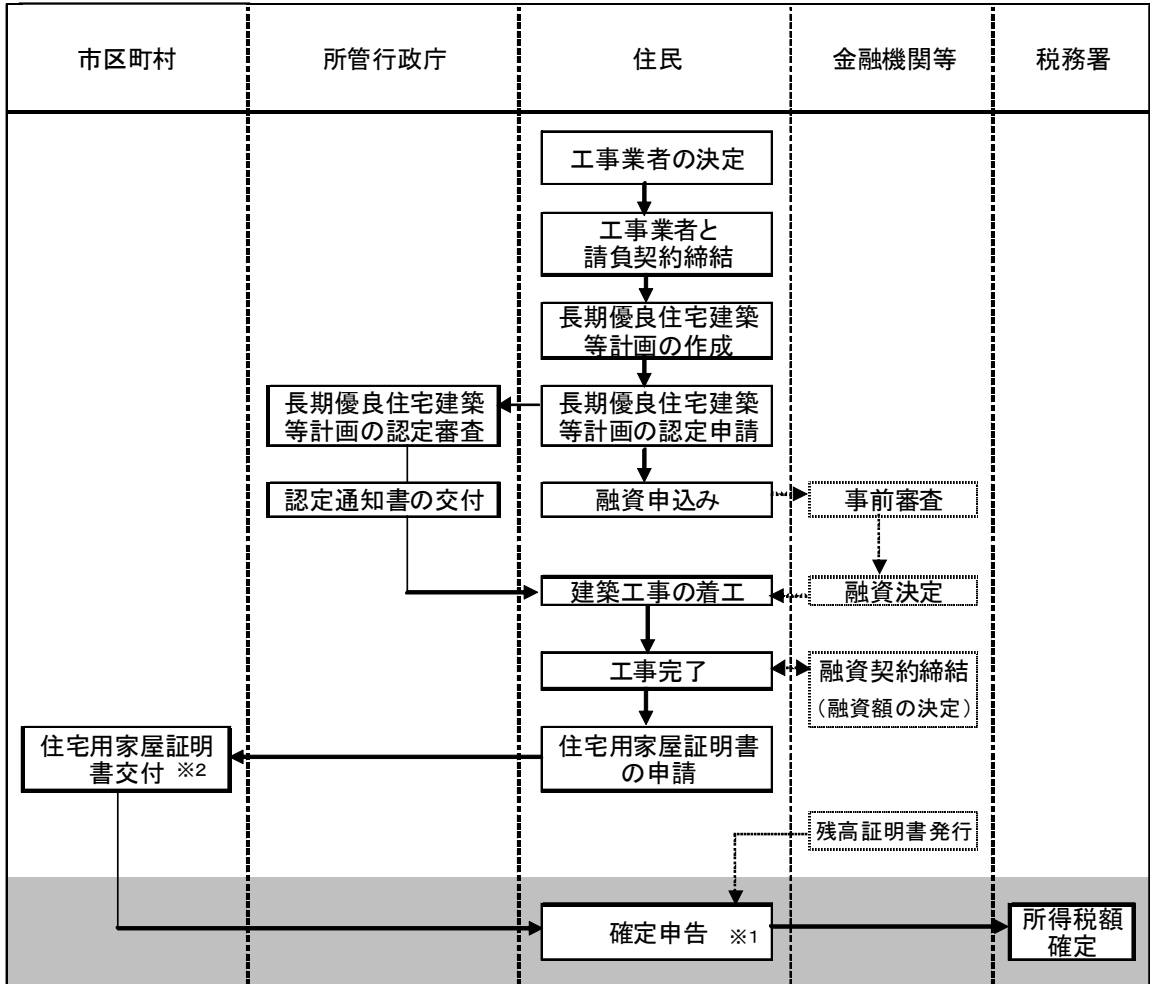
※1 所得税の確定申告の際に、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び市区町村長の住宅用家屋証明書の写しを添付してください。

この他、請負契約書等(工事の費用、工事完了日のわかるもの)、登記事項証明書等(家屋の床面積がわかる書類)、住民票、年末残高証明書が必要となります。

※2 所管行政庁が都道府県以外の場合、所管行政庁と住宅用家屋証明を発行する市区町は同じになります。

所得税額の特別控除(投資型減税)の手続フロー

○長期優良住宅普及促進法第5条第1項の規定に基づく認定申請の場合(注文住宅の場合等)



(注意事項)

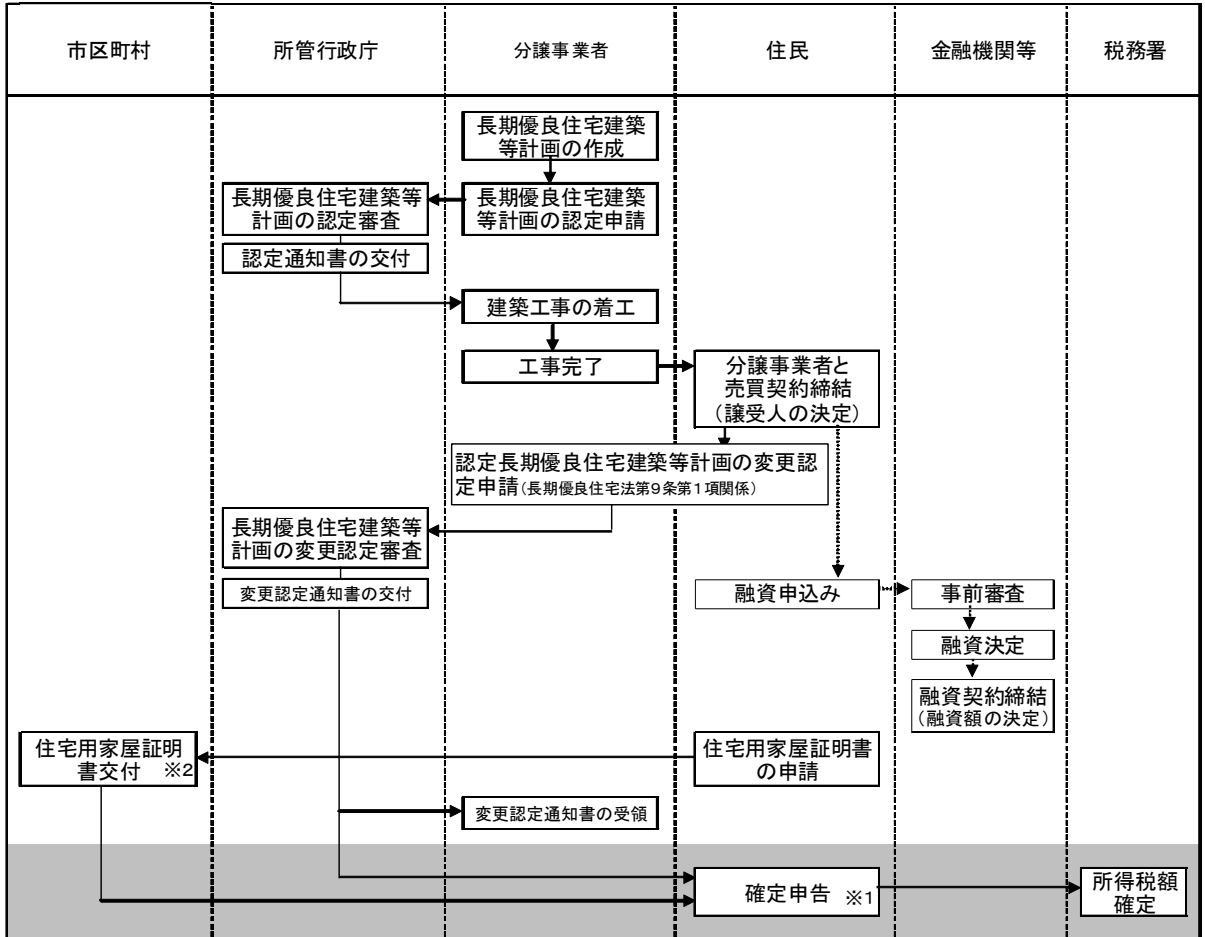
※1 所得税の確定申告の際に、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び市区町村長の住宅用家屋証明書の写しを添付してください。

この他、請負契約書等(工事の費用、工事完了日のわかるもの)、登記事項証明書等(家屋の床面積がわかる書類)、床面積算定調書等(構造ごとの床面積を明らかにする書類。認定通知書に二以上の構造が記載されている家屋の場合のみ。)住民票、年末残高証明書が必要となります。

※2 所管行政庁が都道府県以外の場合、所管行政庁と住宅用家屋証明を発行する市区町は同じになります。

所得税額の特別控除(投資型減税)の手続フロー

○長期優良住宅普及促進法第5条第3項の規定に基づく認定申請の場合(分譲住宅の場合等)



-----▶ ローンを借りる場合に必要となる手続

(注意事項)

※1 所得税の確定申告の際に、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び市区町村長の住宅用家屋証明書の写しを添付してください。

この他、請負契約書等(工事の費用、工事完了日のわかるもの)、登記事項証明書等(家屋の床面積がわかる書類)、床面積算定調書等(構造ごとの床面積を明らかにする書類。認定通知書に二以上の構造が記載されている家屋の場合のみ。)住民票、年末残高証明書が必要となります。

※2 所管行政庁が都道府県以外の場合、所管行政庁と住宅用家屋証明を発行する市区町は同じになります。